

# **資産・債務改革のフォローアップについて (保有する財産の活用や処分に関する基本方針)**

**令和元年 8 月 5 日**

**総務省自治財政局財務調査課**

# 保有する財産の活用や処分に関する基本方針について

## 現状及び課題


- 統一的な基準による地方公会計の整備に伴い、固定資産台帳がほぼ全ての地方公共団体において作成された（平成31年3月末時点で全団体の99.4%）ことを踏まえ、今後は、固定資産台帳を適切に更新し、精緻化を図るとともに、資産管理等に活用していくことが重要。
- 資産の中でも、用途廃止された資産や売却可能資産等については、効率的な運用や売却等により、利用の最適化を図るとともに、将来の維持管理等に係る負担を軽減することが求められる。

## これまでの経緯

- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)第62条第1項において、その地域の実情に応じ、「資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策」を策定するよう努めることとされている。
- 総務省では、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」(平成18年8月31日付総務事務次官通知。以下「平成18年通知」という。)において、各地方公共団体に対し、「未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な政策を3年以内に策定する」よう要請。

## 【最近の動き】

- 「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月経済財政諮問会議)において、「固定資産台帳が整備され保有する財産の状況が網羅的に把握された時点で、保有する財産の活用や処分に関する基本方針について検討」することとされている。
- また、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」(平成30年12月経済財政諮問会議)において、「総務省HPIにおいて、各地方公共団体が公表している(中略)保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成」することとされている。

- 
- 現時点で何団体において基本方針等が作成され、必要に応じて改訂が行われているのか、また、どのような内容が定められているのか等について把握する必要がある。
  - 既に策定・公表している団体の基本方針等については、総務省HPIにリンク集を作成するとともに、基本方針等を作成していない団体については、公共施設等総合管理計画等を踏まえ、必要に応じて基本方針等の策定又は改訂を促すことも必要。

経済・財政再生計画改革工程表2017改定版(平成29年(2017年)12月21日 経済財政諮問会議)(抜粋)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
国 公 有 資 産 の 適 正 化	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p><b>&lt;④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進&gt;</b>  <b>【公共施設等総合管理計画等の具体化促進および国公有資産情報の「見える化」】</b>  <b>■地方公会計の整備等により、国公有資産の「見える化」を支援</b>                      1) 国公有財産の「見える化」</p> <p>国有財産は、原則として全ての資産情報(売却予定、貸付募集を含む)を公開                      《財務省》</p> <p>2) 地方公共団体が保有する資産の「見える化」の促進</p> <p>固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備(～2017年度)</p> <p>各種研修の実施により地方公共団体を支援</p> <p>標準的なソフトウェアの提供</p> <p>・ 固定資産台帳において、公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用資産や売却可能資産の情報を「見える化」し、公有資産の有効利用や売却の検討に活用。総務省HPにおいて各団体が公表している固定資産台帳のデータへのリンク集を作成し、順次更新。                      ・ 財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、施設類型ごとの一人当たり面積等を公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量について「見える化」</p> <p>引き続き、毎年度の各地方公共団体の施設類型ごとの公共施設の保有量を「見える化」</p> <p>固定資産台帳が整備され保有する財産の状況が網羅的に把握された時点で、保有する財産の活用や処分に関する基本方針について検討</p> <p>《総務省》</p>						
							(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】  固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】

新経済・財政再生計画改革工程表2018(平成30年(2018年)12月20日 経済財政諮問会議)(抜粋)

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
人口減少時代に対応したまちづくり	〔情報の充実等〕	<p>宅建業者が地図上でハザード情報等を一元的に確認できる不動産総合データベースの本格運用を開始するとともに、官民データを活用した賃料等の不動産情報基盤の充実の検討を行う。</p> <p>消費者の建物状況調査(インスペクション)に関する理解が十分進むよう、国が専門家による建物状況調査(インスペクション)の活用を促すことを通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。                      ≪国土交通省≫</p> <p>国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。≪財務省≫</p> <p>公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。≪総務省≫</p>	<p>官民データを活用した賃料等の不動産情報基盤の充実を行う。</p> <p>売主・買主が安心して取引できる市場環境整備を推進する。</p> <p>取組状況を踏まえ、国有地の有効活用を推進する。</p>	<p>引き続き、官民データを活用した賃料等の不動産情報基盤の充実を行う。</p> <p>引き続き、売主・買主が安心して取引できる市場環境整備を推進する。</p> <p>引き続き、取組状況を踏まえ、国有地の有効活用を推進する。</p>	<p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2020年度に125,000件</p> <p>○インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合：2025年までに20%</p>	<p>○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる。</p> <p>○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円</p>
	〔未利用資産等の活用促進〕	<p>総務省HPにおいて、<u>各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。</u>また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率</li> <li>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等</li> <li>・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報</li> </ul> <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、将来に向けた財政負担も踏まえた老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。≪総務省≫</p> <p>民間事業者も参画した公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。≪関係省庁≫</p>	<p>引き続き、最新の情報を発信する。</p> <p>引き続き、最新の情報を発信する。</p>	<p>引き続き、最新の情報を発信する。</p> <p>引き続き、最新の情報を発信する。</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p> <p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	

# 資産・債務改革の状況（地方公共団体への状況調査）

## 保有する財産の活用や処分に関する取組状況調査の質問項目案

### I. 保有する財産の活用や処分に関する基本方針等の策定

- ①保有する財産の活用や処分に関する基本方針等の策定状況
- ②策定年度、最終改訂年度。今後の改訂予定。
- ③具体的な施策（民間企業等への売却・貸付、PPP/PFI、ネーミングライツ売却等）
- ④策定の予定がない場合の理由（対象となる資産がない・少ない、人員や予算不足により策定が困難等）

### II. 保有する財産の把握及び管理等の状況

- ①保有する財産の主な管理方法（固定資産台帳、公有財産台帳及び各種法定台帳、固定資産台帳と公有財産台帳の機能を一体化した台帳、施設白書や施設カルテ等のデータを別途作成等）
- ②各台帳を管理する担当部局（管財担当部局、会計担当部局、財産所管部局毎等）
- ③固定資産台帳における売却可能資産等の把握及び管理（売却可能区分を明示、用途欄等により未利用資産であることが判別可、活用を検討している資産についてフラグ等により区別等）
- ④売却可能資産や活用を検討している資産等に関する情報の開示状況（売却可能区分付きの固定資産台帳を開示、HPに掲載、民間企業等のポータルサイトに掲載、新聞等に掲載、広報誌等に掲載、説明会を開催等）
- ⑤財務書類の「注記」への「売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲」の記載状況

### III. 保有する財産の活用や処分に関する取組状況

- ①保有する財産の活用や処分を検討するための組織の有無、組織形態。（常設組織、関係部署で構成する検討会議等）
- ②過去に実際に講じた取組（民間企業等への売却・貸付、PPP/PFI、ネーミングライツの売却等）
- ③今後の保有する財産の活用や処分に関する見通し（予定なし：対象資産が少ない・処理済み、予定あり：対象資産が多くある・今後の統廃合等により増加見込等）